

## 規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	河川法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第366号)
規制の名称	流水占用料等の徴収方法の緩和(第18条第2項関係)
規制の区分	緩和
担当部局	国土交通省水管理・国土保全局水政課
評価実施時期	令和4年1月6日
事前評価時の想定との比較	<p>事前評価時(平成28年10月)、複数年度にまたがる流水占用料等の徴収は、毎年度、当該年度分を徴収することとされており、例えば、年数百円程度の少額の流水占用料等であっても毎年度当該年度分の徴収手続きが必要であった。このため、徴収者・納付者双方に事務手続きの負担が生じており、効率性の観点から徴収手続きの見直しが課題となっていた。このような状況を踏まえ、流水占用料等の徴収方法について、許可等の期間、流水占用料等の金額、地域の実情等を勘案し、都道府県が必要に応じて一括徴収に係る条例を定めることを可能とすることにより、徴収の回数を減らし、徴収者・納付者双方の事務手続き等の負担軽減をする必要があった。</p> <p>事前評価時は、流水の占用等について、許可件数が増加する一方で1件あたりの面積が減少(小口化)しており、事務手続きが大幅に増加している状況にあった。規制緩和が導入されなかった場合のベースラインとして、流水の占用等を行うことができる期間が複数年にわたる場合であっても、毎年度当該年度分の流水占用料を徴収する必要があり、毎年度の徴収手続きが徴収者・納付者双方に過大な事務負担をもたらしうる状況を想定していた。規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響は無く、流水占用の小口化の傾向は継続しているため、ベースラインは事前評価時と変わらない。</p> <p>規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じておらず、流水占用料等の徴収については小口化の傾向が続いていることから、徴収者・納付者双方の事務手続き等の負担軽減を可能とするため、当該規制の緩和の必要性は引き続き認められる。</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	当該規制緩和による遵守費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。
(行政費用)	
(効果)	流水占用料等の徴収方法について、許可等の期間、流水占用料等の金額、地域の実情等を勘案し、都道府県が必要に応じて一括徴収に係る条例を定めた場合、徴収の回数が減り、徴収者と納付者双方の事務手続きに係る負担軽減が図られたと考えられる。効果は占用料の規模・占用期間によって異なり、具体的な把握は困難であるが、条例を定めたある県では、年間2千円程度の少額の占用料について、一括徴収の対象として一定の実績があることから、「①自治体が、納入通知書の発送や督促、納付の確認等に要する人件費」及び「②占有者が、納付するための費用」がそれぞれ複数年分削減されたことになる。
(便益(金銭価値化))	上記のとおり、当該規制の緩和の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。
(副次的な影響及び波及的な影響)	当該規制緩和による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
考察	事前評価時に分析したとおり、当該規制の緩和による遵守費用は発生せず、当該規制緩和を受けて、都道府県が許可等の期間、流水占用料等の金額、地域の実情等を勘案し、必要に応じて一括徴収を可能とする条例に改正した場合、行政費用として所要の費用が発生するものの、規制緩和の効果として、「効果」の欄に記載したとおり、条例を定めたある県では、一括徴収の対象として一定の実績があることから、徴収者としてはより効率的な徴収が可能となり、行政サービスの向上につながるとともに、納付者としても納付手続きに係る負担が軽減されたと考えられる。また、当該規制緩和による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。そのため、今後も、上記の理由により徴収方法の選択肢を広げることは、徴収者・納付者双方の便益を生むことに繋がることから、当該規制の緩和は、引き続き継続することが妥当である。
備考	